

令和7年11月7日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

入札監視委員会の審議概要を取りまとめましたので公表します。

近畿地方整備局入札監視委員会は、令和7年度の「総会」を開催後、第一部会及び第二部会の定例会議をそれぞれ開催しました。

「令和7年度 入札監視委員会 総会及び第1回定例会議（第一部会、第二部会）」結果の公表

＜開催の概要＞

【総 会】

開催日時： 令和7年8月26日（火） 9:30 ～ 9:45 （別紙1参照）

開催場所： 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2 （WEB併用方式）

【定例会議】

・第一部会 （港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項）

開催日時： 令和7年8月26日（火） 9:45 ～ 11:30 （別紙2参照）

開催場所： 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2

・第二部会 （港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項）

開催日時： 令和7年8月26日（火） 10:00 ～ 12:30 （別紙3参照）

開催場所： 神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室

定例会議では、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに契約した「工事」等の契約に関する入札・契約手続の運用状況等にかかる報告及び委員会が抽出した案件に関する入札・契約の過程並びに契約内容にかかる審議が行われました。

○ 入札監視委員会は、入札及び契約の過程、契約内容の透明性を確保するため、平成6年度から設置された学識経験者等で構成される第三者機関です。

○ 本内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しております。
https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/index.html

＜取扱い＞

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ

＜問合せ先＞ 近畿地方整備局

【第一部会】 TEL:06-6942-1141 （代表） 9:15～18:00

主任監査官 上瀧（内線2114）

監査官 廣岡（内線2116）

【第二部会】 TEL:078-391-7576 （直通） 8:30～17:15

総務部契約管理官 寺田（内線6311） 総務部経理調達課長 加藤（内線6310）

開催日時及び 開催場所	令和7年8月26日（火）9時30分 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2 （WEB併用方式）		
委員 （敬称略） （五十音順）	安部 将規 （アイマン総合法律事務所 弁護士） 大石 哲 （神戸大学 教授） 神田 彰 （公益社団法人関西経済連合会 理事） 小林 磨美 （立命館大学 教授） 柴田 潤子 （神戸大学大学院 教授） 西上 治 （神戸大学大学院 教授） 本岡 正則 （本岡公認会計事務所 公認会計士・税理士） 八木 知己 （京都大学大学院 教授） （五十音順、敬称略）		
議事	1 委員紹介 2 近畿地方整備局幹部紹介 3 局長挨拶 4 委員長の選出 5 委員長挨拶 6 委員長代理の指名 7 各部会委員の指名 8 各部会長の選出及び各部会長代理の指名 9 その他 配布資料無し 9時45分終了		
委員長、委員長代理、第一、第二部会委員・部会長・部会長代理の選出	委員長 （安部委員） 委員長代理 （西上委員） 第一部会委員 （神田委員、小林委員、柴田委員、八木委員、安部委員） 第二部会委員 （大石委員、西上委員、本岡委員） 第一部会長 （安部委員） 第一部会長代理（柴田委員） 第二部会長 （西上委員） 第二部会長代理（本岡委員） （敬称略） 以上について、総会において選出された。 【連絡事項】 ・特に質問なし。 （以上）		

【定例会議】審議概要（令和7年度 入札監視委員会 第一部会 第1回）

別紙2

開催日及び開催場所	令和7年 8月26日（火） 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2	
委員 （五十音順） （敬称略）	安部 将規 （アイマン総合法律事務所 弁護士） 神田 彰 （公益社団法人関西経済連合会 理事） 小林 磨美 （立命館大学 教授） 柴田 潤子 （神戸大学大学院 教授） 八木 知己 （京都大学大学院 教授）	
審議対象期間	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	
報告事項	① 半期毎の発注状況 ② 指名停止措置の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況	（備考） ・ ①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項		（備考） ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり
契約方式	総件数 7件	
（工事） 一般競争入札方式（WTO 対象） 一般競争入札方式（WTO 対象外）	2件 4件	
（業務）		
（役務及び物品） 一般競争方式	1件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

令和 7 年度 入札監視委員会 第 1 回定例会議 抽出工事等一覧

別紙「審議案件一覧」

抽 出 工 事 対 象 期 間 : 令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
 抽 出 年 月 日 : 令和 7 年 6 月 1 0 日
 抽 出 委 員 : 神戸大学大学院 法学研究科 教授 柴田 潤子 委員
 抽 出 資 料 : 入札方式別発注工事等一覧表

抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額 (千円)	備考
①	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	毛馬排水機場 3 号ポンプ設備改修工事	機械設備工事	1,188,000	淀川河川事務所
②	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	冷水地区北西部斜面対策他工事	法面処理工事	1,391,500	紀伊山系砂防事務所
③	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	西舞鶴道路上安久高架橋P9・10(上り)上部工製作工事	鋼橋上部工事	517,770	福知山河川国道事務所
④	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	国道 4 3 号伝法大橋補修工事	橋梁補修工事	531,806	大阪国道事務所
⑤	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	猪名川東園田地区河道掘削他工事	一般土木工事	129,800	猪名川河川事務所
⑥	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	黒田橋上部工設置工事	鋼橋上部工事	639,606	木津川上流河川事務所
⑦	一般競争入札方式	大阪地区(淀川河川事務所ほか 17カ所)で使用する電気	物品	268,069	総務部

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和 7 年度第一部会第 1 回定例会議）審議概要

意 見・質 問	回 答
1. 報告事項 ① 半期毎の発注状況 ・ 特に質問なし。 ② 指名停止措置の運用状況 ・ 特に質問なし。 ③ 談合情報等の対応状況 ・ 特に質問なし。 ④ 再度入札における一位不動状況 ・ 特に質問なし。 ⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況 ・ 特に質問なし。 ⑥ 一者応札の発生状況 ・ 特に質問なし。 ⑦ 不調・不落の発生状況 ・ 特に質問なし。 ⑧ 高落札率の発生状況 ・ 特に質問なし。 ・ 報告については了承とする。 2. 審議事項 ■ 抽出案件結果報告 ■ 抽出案件説明及び審議 ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (毛馬排水機場 3 号ポンプ設備改修工事) ・ 今回は 6 台の内 1 台とのことだが、他の 5 台については既に終わっているのか、または、これからなのか。 ・ これまでの 3 台についても、今回と同一業者なのか、また、	これまで 3 台実施して、今回で 4 台目。残りの 2 台は現在入札手続き中。 既に行った 3 台の業者と、今回落札した業者は同一の業者で

入札者はどうか。 - 他の業者も参加するような工夫はあるか。 - 本件は了承とする。 ● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象) (冷水地区北西部斜面对策他工事) - 落札業者の点数が高いが、どこが良かったのか。 - 技術提案のテーマは業者により工夫の余地があると思うが、こういったところから評価点に差がつくのか。 - 本案件は工夫の余地があり、差がでてくるということで良いか。 - 本件は了承とする。 ● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (西舞鶴道路上安久高架橋 P 9・P 1 0 (上り) 上部工製作工事) - 企業の施工能力評価点が 1 0 点台から 2 0 点台と幅がある。施工能力とは基本的なところだと思うが、違いは何か。 - ある業者について、施工能力の評価点は高いのに、配置予定技術者の評価点が低い。これは、この工事に人が配置できなかったということか。	ある。また、いずれも、1 者入札である。 - 競争参加資格の要件を、他の業者も入札に参加できるよう最大限緩和している。修繕工事であることから、今回落札したポンプ製作業者以外は、施工する上で品質が確保できるのかという懸念があるため、参加者がいなかったのではと推察される。 - 今回の施工箇所は斜面の上部での吹付であり、高い場所までモルタルを運ぶ必要がある。今回落札した業者は以前に同じ斜面の別部分の工事で施工方法が採用されたこともあり、生産性向上や品質確保に向けた提案がしっかりとされていたので高い評価となっている。 - 工種によってはバラエティに富む技術提案があり、テーマによってかなり違ってくる。 - 本案件については、そのとおりである。 - 企業の施工能力の評価基準は全国的に定められている内容や整備局ごとに総合評価委員会の審議を経て、標準的な評価基準を定め、これによって評価をしている。例えば同種工事の施工実績や同種工事の表彰の有無などがあり、本工事については技術的工夫の余地が少ないとの判断から技術提案のテーマは設けていない。これらのことを、定量的に評価している。 - そのとおりである。工事によって特色ができるのは、発注する時期であるとかそういった点も影響しているものと思われる。
---	---

・ 賃上げ評価点が全者同様に評価されている。これが評価対象になっている背景は何か ・ 今回は上りの上部工事だが、下りの工事もあるのか。 ・ 下りの業者は、今回の上りの業者と違うものか。 ・ 下りは複数入札者がいたのか ・ 今回の工事は技術的工夫の余地が少なく、そういったところで積算がしやすいため、こういう入札額になっているのか。 ・ 評価基準に表彰があるが、これは、ほとんどの業者が受けているものか。 ・ 本件は了承とする。 ● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道43号伝法大橋補修工事) ・ 今回の工事施工箇所はこの橋の一部分のみであるが、残りの部分については実施済みなのか。 ・ 入札参加者が多いが、入りやすい工事であったのか。また、入札を辞退されている業者は技術評価点が低くて自ら辞退したのか。 ・ 技術評価点の高い業者と低い業者の差が極端になっている。この理由は何か。 ・ 極端に差がつくというのはよくあることか ・ 本件は了承とする。 ● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (猪名川東園田地区河道掘削他工事)	・ 担い手確保、働き方改革など、そういった観点から、今年度以降全ての工事及び業務において評価するように全国的に決められている。 ・ 下りの部分は既に完成している。 ・ 製作については、同じ業者である。。 ・ 複数の入札者がいた。結果的に同じ業者であった。 ・ 積算基準等で予定価格は推測できるので、その金額で入札されている結果と思われる。 ・ ほとんどの業者が受けているものではなく、ここで差が付くことが多い箇所である。 ・ 伝法大橋の補修工事は全体の工期を考慮して2つにわけて発注している。もう一つの工事は現在施工中である。 ・ 橋梁補修工事では、このくらいの入札者がいるものである。技術評価点の高い業者は地域での実績も多い業者が高くなっている状況がある。 ・ 参考までに、令和6年度1年間の橋梁補修工事の平均入札者数は9者となっている。推測であるが、他の工事の落札状況により辞退者が多くなったのではないか。 ・ 技術評価点の高い業者は大阪での施工実績を豊富にもたれているところであるため、差が付いている。 ・ 橋梁補修工事では、高い技術力をもった会社がある程度いると感じており、それ以外のものとは差が付きやすい。
---	--

- 結果的に入札者が2者で少ないのではと思っている。今回の工事箇所は2箇所で場所が離れている。2箇所にした理由は何か。 1つずつにすると、工事規模が小さすぎるということか。 - 本件は了承とする。 ● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (黒田橋上部工設置工事) - 入札金額で丸まった金額となっている業者がいるが。こういったことはあり得るのか。 - 評価点が高いところと低いところで差が極端にある。評価点が高い業者間で競争ができないものか。 - 評価値の決定方法が、技術評価点／入札価格となっており、入札価格大きいと割合の影響も大きくなると思う、単純に技術評価点／入札価格とはいかないように思うが。 - 本件は了承とする。 ● 7. 一般競争入札方式 (大阪地区(淀川河川事務所ほか17カ所)で使用する電気) - 今回は大阪地区ということだが、近畿地方整備局管内の他の府県も同様のことをしているのか。考え方を伺いたい。 - 競争参加者が3者と少ないが、理由は何か。また、落札率が低い、低入札価格調査対象外の発注なので、幅広い金額で入札できる結果ということか。	- 猪名川河川事務所の事業は流下能力を高めるための河道掘削、併せて堤防強化を行っている。工事の規模や事務所の予算規模を考慮のうえ、事業の進捗と、ある程度まとまった金額での発注というところのバランスをとって設計をした。 - 本工事は河道掘削の比重が大きい。今回は入札者が2者と少なかったが、これまでの実績でいうと5者程度応札がある。発注時期のタイミングの影響もあり、技術者が他工事まわってしまったのではと考えている。 - 入札金額の意図までは把握していないが、考えられて丸められたのかと思われる。 - 応札するときに配置する技術者で差が付くのは、評価項目をこのようにしている以上仕方が無いことなのではと考えている。こういう状況を鑑みて評価項目を考えて行かなければならないところであるが、現状の実態としては仕方がないところと考えている。 - 我々が採用している方式は財務省と協議のうえで採用している。 - 基本的には事務所毎に発注を行っている。大阪地区の事務所においては入札不調となるが多かったため、大阪地区の事務所を集約し、発注規模を大きくして発注することとした。 - 参加しやすいように資格要件を幅広くとっているが、結果的に3者となり、原因についての分析は行っていない。また、落札率については、そのとおりである。
---	--

・ 予定価格は、どのように算出しているのか。また、一般競争を行わない時と比べると、どちらが安価なのか。 ・ 本件は了承とする。 ・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。	・ 予定価格は市場価格調査を用いて算出しており、一般競争を行う方が安価である。
--	---

開催日及び場所	令和7年8月26日（火） （本局：神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室）		
委員	大石 哲（神戸大学 都市安全研究センター 教授） 西上 治（神戸大学大学院 教授 第二部会長） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） （五十音順）		
審議対象期間	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日		
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	総件数	（備考）	
① 抽出案件	7件	[抽出件名]	
<工 事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・和歌山下津港海岸(海南地区)船尾南護岸(第2工区)等築造工事	
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1件	・姫路港広畑地区岸壁(-14m)築造工事(第5工区)	
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1件	・舞鶴港和田地区道路（上安久線）A2 橋台工事	
<業 務> 簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第2工区)(栈橋部)詳細設計	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・橋梁基礎の有効応力解析検討業務	
簡易公募型競争入札方式	1件	・海底地形調査	

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・ O A 室等空調機交換
--------------------	-----	---------------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	下記のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
【審議事項】 1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「和歌山下津港海岸(海南地区)船尾南護岸(第2工区)等築造工事」 ・ A 者及び B 者の技術提案は高く評価されているが、どういった理由か。 ・ C 者及び D 者が低く評価されているが、どういった理由か。 ・ テーマ B について A 者が 21 点、E 者が 22.5 点となっているが、この差は何に起因しているのか。	・ 両社の提案は、新しい技術や既存の技術を工夫して行う内容で、求めているテーマに対して的確なものであったため高く評価した。 ・ C 者については、提案自体は評価できるものであったが施工実績があまりなく、必要な承諾書の提出もなかったため、低く評価した。 D 者については、テーマ A について当局が考える標準的な施工方法とは異なる施工方法を提案しており、提案内容が施工箇所背後の関係者と協議が必要になる提案だったため低い評価となった。またテーマ B については C 者同様、承諾書の提出がなかったため、低く評価した。 ・ 評価基準として着目点が適切かどうか、効果・有効性および履行の具体性・確実性があるかどうかという視点がある。着目点については両者適切であったが、効果・有効性および履行の具体性・確実性において、E 者が「より高い」、A 者は一つ下の「高い」という評価であったため。

・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の評価とはどのような制度なのか。法的な根拠等もあればそれも含めてお答えいただきたい。	・少子化対策、育児休業推奨並びに、女性活躍推進法や青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づき、女性活躍の推進や若者支援を積極的に行っているとして厚生労働省から認定された業者に対して、総合評価の際に加点措置をしている。 令和6年4月から規模の大きな工事を対象に適用している。
・ワーク・ライフ・バランスの評価については本工事のみの特殊なものなのか。	・本工事に限るものではない。また国交省のみに限るものでもなく社会的な施策に基づいて行っている。

意 見・質 問	回 答
2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「姫路港広畑地区岸壁(-14m)築造工事(第 5 工区)」 ・入札結果について、落札者は調査基準価格とほぼ同額になっているが、ヒアリングや調査を行っているのか。 ・1万円単位で調査基準価格に近接しているが、それほどの精度で入札できるものなのか。 ・調査基準価格を狙いすぎて落とせないこともあるのか。 ・海上工事チャレンジ型の特徴を教えてください。	・調査等は特段行っていない。本工事は海上工事としては標準的なものであり、施工能力や歩掛も提示しているため、業者はおおよその規模感を推定することができたのではないかと推測する。 ・本工事は調査基準価格を類推しやすい工事と考えている。他にも調査基準価格にかなり近い金額で入札している者もいる。どのような額で入札するかは経営判断によるものと推測され、調査基準価格ぎりぎりに入札することもあれば少し余裕をもった額で入札することもある。 ・企業の積算の精度により調査基準価格を下回ってしまうケースもある。 ・工事成績評定点の平均点や表彰実績を企業や技術者の能力評価の対象としておらず、このような過去の実績を持たない企業にも入札に参加できる機会を与えることができるのが特徴である。

・作業船保有状況で差がついたと思うが、評価基準はどのようなものか。また作業船保有状況が社会・地域貢献等に含まれているのはなぜか。	・作業船の保有形態、新造かどうか、環境性能の基準で評価している。民間企業が作業船を所有しているということは将来の公共工事の維持にも寄与するものであると考えており、また災害復旧時に作業船を利用できるという観点からも社会・地域貢献等の項目で評価することが妥当と考えている。
---	---

意 見・質 問	回 答
3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「舞鶴港和田地区道路（上安久線）A2 橋台工事」 ・一般競争参加資格の等級について教えてほしい。 ・A 等級のほうが B 等級より上という認識でよいのか。 ・F 者について施工体制確認資料の提出がなかったため、第 1 回入札価格が無効となっているという認識でよいのか。	・発注予定金額での標準等級は B 等級だが競争性確保の観点から A 等級へ拡大した。 また、B 等級企業の受注機会確保の観点から A 等級については中小企業とした。 ・上との認識で良い。 受注実績等により等級は高くなる。 ・そのとおり。 施工体制にかかる資料の提出を辞退したため無効とした。

意 見・質 問	回 答
4. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第 2 工区)(栈橋部)詳細設計」 ・技術点換算点の考え方について教えてほしい。 ・G者のように技術点が低くても入札価格が安価であれば結果として評価値が高くなるが、そのバランスは発注者としてどのように考えるか。 ・G者は技術点が比較的低いように思われるが、仮に当該者が落札した場合、品質は確保されるのか。 ・仮にG者が入札価格をより低くし、調査基準価格を下回った場合はどうなるのか。 ・H者の入札価格が予定価格を超過した場合は不適格になるのか。 ・H者の技術提案の評価が高いのはなぜか。 ・履行確実性度とは。 ・H者は調査基準価格を上回っているので、履行確実性度は1になるということか。	・技術評価点 316 点を 60 点に換算したものが技術点換算点である。 ・総合評価落札方式では、入札価格に加えて技術力も評価するという考えのもとに行っているものであり、技術点が高くても価格点が低ければ落札できないということはある。またご指摘のあったG者が仮に調査基準価格未満の金額で入札した場合は、落札者となることもあり得ると考える。 ・技術点を評価する前に、競争参加資格を確認する段階で業務を遂行するために必要な資格や実績を確認しているため、一定の品質は確保されているものだと考える。 ・履行確実性評価のための書類の提出があれば、審査を行う。なければ無効になる。 ・そのとおり。 ・栈橋現況調査が的確であることと、配管橋を設置した後の護岸の安定性について着眼点や解決方法が明確に示されていたため。 ・調査基準価格を下回った場合に業務が適正に遂行できるかを表した指標である。 ・そのとおり。

意 見・質 問	回 答
5. 簡易公募型プロポーザル方式 「橋梁基礎の有効応力解析検討業務」 ・ FEM 解析とはどのようなものか。 ・ I 者の評価が高い理由はなにか。	・ 構造物の強度、振動解析、流体解析など様々な分野で使われている。複雑な構造物に対する数値解析手法の 1 つである。 ・ 予定技術者の経験及び能力の評価において、本件は複数資格を保有する者を評価するという制度を導入しており、I 者は技術士に加え海洋・港湾構造物設計士の資格を所有していたため。また四国地整の業務で局長表彰を受賞していたため。

意 見・質 問	回 答
6. 簡易公募型競争入札方式 「海底地形調査」 ・ 入札参加者を選定するための評価基準において、水路測量技術 沿岸 1 級の資格を有していなくても、他の資格を保有していれば適になるという理解でよいか。 ・ 保有資格において A 評価となるためには、評価基準表に記載の全ての資格を保有している必要があるのか。 ・ 本案件は比較的簡易な業務だと思われ、もう少し参加業者がいても良いのではないかと考えるが、参加業者が 2 者のみであるのは技術者不足が原因か。 ・ 海底地形を把握してどのように活用するのか。	・ 水路測量技術 沿岸 1 級の資格のみならず、当局が指定した資格を所有していればよい。資格に応じて評価の点数は異なる。 ・ A 評価となるいずれかの資格を保有していればよい。それに加え、水路測量技術 沿岸 1 級の資格を保有していれば、更に加点されることとなる。 ・ 技術者不足も要因としてあると思われる。 ・ 本業務の履行場所は貧酸素化解消のため、浚渫土砂を使用して窪地の埋め戻しを行っている場所である。漁業者への説明や埋め戻しした後の正確な状況の確認に利用する。

意 見・質 問	回 答
7. 一般競争入札方式 「OA室等空調機交換」 ・ 予定価格と落札額が大きく違うのはなぜか。 ・ 空調機は指定のものがあるのか。	・ 空調メーカー同士の競争により、落札者は当局のヒアリング結果よりもかなり安価で仕入れることができたのではないか。また、既存のケーブルや配管を用いての工事であったため価格を低く抑えることができ、結果的に予定価格よりもかなり安価で入札することができたのではないかと推察する。 ・ 規格を仕様書で指定しており、当該規格を満たす製品を参加者が選定して入札している。

意 見・質 問	回 答
【報告事項】 ・ 「神戸港六甲アイランド地区荷さばき地耐震改良等工事」についてなぜ不発なのか。再発注への対応状況には「工事内容の変更」とあるが、具体的にはどのようにする予定なのか。 ・ 今期の特徴はあるか。 ・ 指名停止はどのようなきっかけで判明するのか。	・ 本工事は工事内容が複雑であり、かつ港運業者との調整が必要であるため、業者側も高い金額で入れざるを得なかったとヒアリングで伺っている。今後は工事規模の見直しを行い、改めて発注する予定である。 ・ 例年どおりである。 ・ 談合であれば事前に情報提供等があり、その情報をもとに調査を行うこともある。独占禁止法違反等は加盟していない者から警察や委員会へ情報が入り、発覚していくというケースが多い。

意 見・質 問	回 答
8. 全体を通して ・ 特になし	